《男女共同参画推進に関するアンケート》

平成30年11月

新座市では、男女がお互いに人権を尊重し、ともにいきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けて、様々な施策を実施しています。

その取組の一つとして、このたび事業者のみなさまの取組を把握するため、アンケートを実施することとしました。

ぜひ、御協力くださるようお願い申し上げます。

【該当する項目の口にチェックするか、必要事項を記入してください。】

| 1 | 主 7 | な業 | 種 | は | 何 | で | ਰ | か | _ |
|---|------------|--------|----|----|-----|---|---|---|---|
| | | \sim | 17 | 10 | 1-1 | _ | ~ | " | _ |

| □建設業 | □電気・ガス・熱 | 州供給・水道業 | □金融・保険業 |
|-----------|----------|---------|---------|
| □製造業 | □卸売・小売業・ | ・飲食店 | ロサービス業 |
| □運輸・情報通信業 | □医療関係 | 口その他(|) |

2 常用労働者は何人ですか。

| | 正規の職員・従業員 | 非正規の職員・従業員 | 合計 |
|----|-----------|------------|----|
| 女性 | 人 | 人 | 人 |
| 男性 | 人 | 人 | 人 |

- ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことです。
 - ・ 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- ・ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前 2 か月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
- ※「非正規の職員・従業員」とは、「正規の職員・従業員」以外(パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託など)の職員・従業員です。

3 管理職は何人ですか。

| | 女性 | 男性 | * |
|-----|----|----|----------------------------|
| 管理職 | 人 | 人 | 以」 れさ <u>除</u> る |

※「管理職」は、部下を持つ職務 以上の者、部下を持たなくてもそ れと同等の地位にある者(役員は 除く)です。

4 役員は何人ですか。

| | | 女性 | 男性 | ※「役員」は、取締役・監査役、 |
|---|----|----|----|-----------------|
| • | 役員 | 7 | 人 | 執行役員、執行役です。 |

| 5 | 女性従業員を活田する | ろためにどのような | 取組をしていますか。 | (複数同答司) |
|---|------------|-----------|-------------|---------|
| J | メロル未見で心用する | りんめにこのみりゅ | 、取祖としているりか。 | (後女四百9) |

| 採用、昇進等において、性別による差異がないようにしている |
|----------------------------------|
| 配属については、性別にとらわれず配置している |
| 業務に必要な知識や資格取得に係る研修を性別に関係なく実施している |
| 女性活用の重要性や必要性について啓発している |
| 女性が働きやすい設備を整備している(トイレ、更衣室など) |
| 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している |
| その他(具体的に) |

| 6 | ような取組をしていますか。(複数回答可) □ 所定外労働をさせない制度 □ 短時間勤務制度(育児時間休暇、育児短時間勤務など) □ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(部分休業など) □ フレックスタイム制度の実施 □ 事業所内託児施設の設置 □ 子の看護休暇制度 □ 女性の育児休業取得促進 □ 男性の育児休業取得促進 | 援としてどの |
|---|--|---------|
| | □ 介護休暇制度(短期介護休暇も含む)□ その他(具体的に |) |
| | セクシュアル・ハラスメント防止のためにどのような取組をして | (複数回答可) |
| | 口 その他(具体的に |) |
| 8 | パワー・ハラスメント防止のためにどのような取組をしています。 就業規則等にパワー・ハラスメント禁止を規定している事業所内に相談窓口を設置しているパワー・ハラスメント発生時の対応マニュアルを作成し対応して事業所内研修を実施して啓発しているその他(具体的に | (複数回答可) |
| 9 | 男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりについて、ご意見、 ありましたら、記入してください。 | ご要望などが |

お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。

問合せ先:新座市総務部人権推進課

TEL 048-477-1513(直通) FAX 048-479-2225

